

中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会とは

- 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」を関連制度の適切な活用を促すとともに、地方公共団体等における用地取得業務に関して、助言、指導その他の支援を行うことにより、円滑な公共用地の取得等の促進に寄与することを目的として、平成31年2月に設立されました。

■ 開催概要

日 時：令和元年5月28日（火） 14:00～16:00

場 所：名古屋芸術創造センター ホール
（名古屋市東区葵一丁目3番27号）

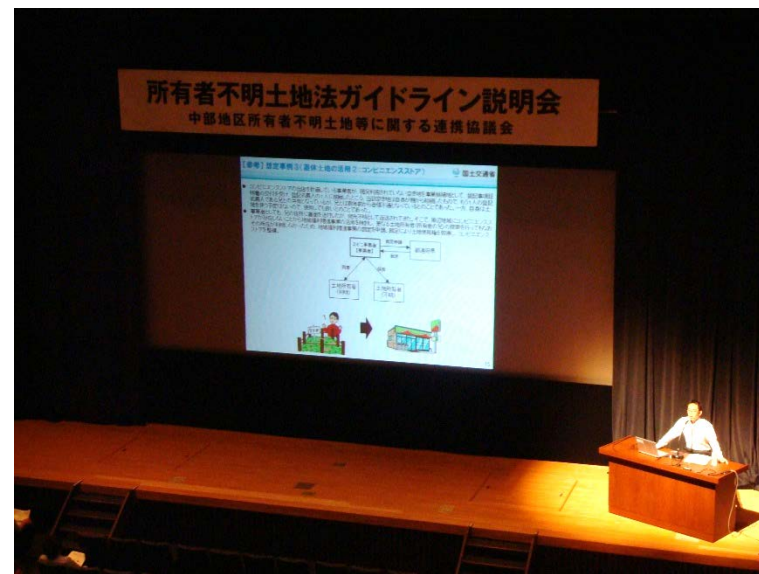
主催者：中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会

参加者：約300名

内 容：本年6月1日に全面施行となる所有者不明土地法における地域福利増進事業や土地収用手続きの合理化等について、国土交通省土地・建設産業局企画課担当官より、ご説明をいただきました。



(説明会の様子)



(説明会の様子)